

99Moの運搬確認申請の運用に係わるQ&A

日本放射性医薬品協会 2026.3.23

	Q	A
1	運搬確認申請書の「放射性輸送物の名称」欄の記載は、「容器の名称」欄の記載と同じでなくてよいのか？	「放射性輸送物の名称」と「容器の名称」は同じである必要はありませんので、「放射性輸送物の名称」欄に個別No.は記載しないこととします。 但し、同型容器であっても個々の輸入元(供給元)毎に容器承認を受けていますので、輸入元(供給元)毎に名称を決めて運用して下さい。 (放射性医薬品協会運用内規 1. - 2)参照)
2	原子力規制庁の指導で、「運搬確認申請書に予備の容器を記載するのであれば、運搬確認証にも予備の容器を記載する必要がある。」とのことであるが、具体的な対応は？ 実際に使用する容器と、予備としての容器をどのように区別して申請するのか？	原子力規制庁の指導で、「予備容器」は法令上存在しないことから運搬確認申請書に「予備容器」の名称が使用できませんので、運搬確認申請書に輸入元(供給元)毎に承認を受けた全ての容器を記載しますが、運搬確認申請書に「予備」の文字は記載しないで下さい。 添付1「運搬する放射性同位元素に関する説明書」には、実際に使用する予定の容器の名称とNo.を記載し、その下段に「予備」として使用する予定のNo.を記載します。 (添付1「運搬する放射性同位元素に関する説明書」は、添付書類の説明書なので「予備容器」であることが識別できるように「予備」の文字を記載して下さい)。 添付4「容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書」については、記載した全ての容器について必要となります。 放射性輸送物運搬確認申請書においては、運搬確認申請書の別紙1に相当するものがないので、申請書の容器の欄に、実際に使用する容器の記載の後に、予備として申請する容器を、「予備」という表記に続き各容器番号を記載して下さい。 一方で航空局への申請については、使用する予定の容器の名称とNo.を記載します。予備の容器を使用する際には、変更届けで対応して下さい。 但し一定期間内の輸送を一括で申請し、その申請書内に記載されている容器を使用する範囲においては、変更届ではなく、適切に航空局へ報告して下さい。
3	削除	削除
4	運搬確認申請書に予備の容器として申請した容器以外での輸送となった場合は？	運搬確認申請の内容と異なることとなりますので、すぐにセンターや関係行政と相談し、指示に従った対応を行って下さい。 「運搬確認証」及び「放射性輸送物運搬方法確認証」の交付前の場合は、「運搬確認申請書変更届」及び「放射性輸送物運搬確認申請書変更届」の届出により変更して下さい。
5	予備容器を使用した際にセンター等への報告は押印した書面が必要か？タイミングは？	従前運用していた「予備容器使用届」は、不要となりました。 予備の容器を使用した場合は、その旨を「運搬完了報告」として報告して下さい。「運搬完了報告」は、参考情報の扱いとなりますので、宛先や押印は不要です(メールで可)。 一方で航空輸送の申請においては、予備容器の記載はいたしませんので、予備の容器を使用することとなった場合は、変更届にて対応することといたします。 但し一定期間内の輸送を一括で申請し、その申請書内に記載されている容器を使用する範囲においては、変更届ではなく、適切に航空局へ報告して下さい。
6	予備の容器を使用した際の運搬確認証の交付の時期は？	予備の容器を含めた運搬確認証の交付となりますので、新たな運搬確認証の交付はありません。
7	容器承認取得後の、初回の運搬確認申請等においても、予備の容器は記載できるのか？	運搬確認申請では、承認された輸送容器が、容器の設計に適合するよう維持されていることを説明する必要があります。容器承認取得後、初回の運搬確認申請では、新しく製作されたばかりの容器であるために保守点検の実績がない場合は、その旨の説明をした上で、予備の容器を記載することはできません。 他方、容器承認書に記載された保守点検の実績がない容器の場合は関係当局等にご相談の上、判断を仰いでください。

8	予備の容器を使用することとなった場合、都道府県公安委員会へは、どういふ対応をすればよいのか？	予備車輛、交代運転手となった場合と、同じように対応して下さい。出発前に必ず、都道府県公安委員会へ報告して下さい。
9	申請値は発注量の+50%を上限とするがあるが、+50%とした根拠は？	発注量に対する適切な運用幅として、輸送の実態に照らし、 ⁹⁹ Moの2日分の減衰相当量(半減期65.94hとして-39.62%)から上限値を設定したものです。この運用は、COVID-19のパンデミックによる航空輸送がデイリーではなくなり、航空輸送が従来1日で輸送できたものが2日を要することが長期間発生した経験に基づくものであり、緊急時に既申請のB型輸送で対応できるようにすることが目的です。但し、+50%が容器承認上の収納量上限を超える場合は、上限を申請値とします。
10	航空局専門官から「最大値(発注量の+50%)の説明を申請書に記載して欲しい。」との要請があったが、その対応は？	申請書に、「本書でいう最大値は、 ⁹⁹ Moの2日の減衰分に鑑み、発注量に対して+50%以内で運用する」という記載をすることとします。
11	申請値が発注量の+50%ではなく、ある一定の数値で申請し、実際の輸送は、その範囲内で行うということは問題があるのか？	運搬確認制度では、実際に輸送される放射性輸送物に対してとられる措置が技術上の基準に適合していることを確認することが目的です。従って、運搬確認申請においては、実際に輸送されることの根拠から導かれる数値で申請する必要があります。このことを踏まえ、一定の基準の範囲内で適切に申請を行うため、 ⁹⁹ Moの2日分の減衰相当量を考慮して、発注量(実際輸送量)に対して+50%以内で運用することといたしました。
12	製造トラブル等により、 ⁹⁹ Moの数量が発注量より少なくなり、申請量を大きく下回った場合の対応法は？	数量減少の場合、技術上の基準に抵触するものではなく、放射線障害防止の見地からは安全サイドへの変更するものであることからセンター等への連絡は必要なしとされております。ただし、運搬計画書に記載された標識の変更が伴う場合は連絡をお願いします。一方、数量増加の場合、申請数量範囲内であれば申請数量をもって確認を行っているため連絡の必要はありません。ただし、運搬計画書に記載された標識の変更が伴う場合は連絡をお願いします。また航空局への変更届は必要ありませんが、Shipping Notification等で報告する際にその旨を記載して下さい。
13	申請値の範囲内であれば、どんな理由でも、変更届等の対応は必要ないのか。	下記14を参照。 なお、センター等では国土交通大臣への月末報告において、運搬の完了までをその内容に含めています。よって、運搬完了報告において収納数量の変更がどのような理由で生じたのか概略を報告して下さい。
14	放射線量が申請量より50%以上少なかった場合、運搬確認証交付前後での対応は同じか？	実際に運搬する数量が申請値より少なかった場合においては申請上の対応は不要ですが、どのような理由で減少となったのか、運搬完了報告にて概略を報告してください。一方で申請値を超える場合で確認証を交付する前であれば、申請書変更届を提出し、実際の収納数量に基づき再計算した数量を記載した確認証の交付を受けてください。
15	放射性輸送物運搬確認申請書については、運搬確認申請書と同様の記載要領になっているが、運搬計画書への記載内容についてはどうするのか？	運搬計画書への記載内容は、申請書の記載に合わせてください。
16	都道府県公安委員会への届出に、放射性同位元素の数量を記載しているが、「最大」の文字は入っていない。その対応は？	センター等や航空局へ申請している内容との整合性をとるため、同様の記載にして下さい。
17	航空輸送に関して、+50%で申請した場合、隔離距離はどうなるのか？	計算上では数十cm増える見込みです。
18	放射線量が50%増えると、T.I.も50%増えるのか？	計算上では増えますが、実測値は申請値に比べ低い値となります。
19	削除	削除

20	運用内規の4)点検(チェック)等で、「申請した内容と齟齬がないことをShipping Notification等で点検(チェック)し」とあるが、Shipping Notificationの他、どのようなものを想定しているのか。	航空輸送で使用する危険品申告書を想定しています。
21	トラブル時に、申請値の最大量の輸送に変更する際は、Shipping Notificationだけでは駄目なのか？	Shipping Notificationは、輸入元(供給元)によって記載の仕方がまちまちですので、危険品申告書と併せて関係当局等に連絡してください。
22	「発送前後の点検記録」の放射エネルギーは、運搬確認申請書の放射エネルギーでの記載でよいのか？	発送前点検の結果は、運搬確認証を交付した後に公文書として提出を求める法的根拠がないため、「通知書」としての提出は不要となりました。 ただし、特に書面確認における発送前点検の結果は重要事項であり、センター等が速やかな点検結果の報告を申請者に求めていることに鑑み、業務上使用している点検結果の記録書式(公印や監督者押印は不要)を速やかにメール等でセンター等に報告して下さい。 なお、点検記録の放射エネルギー欄の数量記載については、実際の数量を記載して下さい。
23	運搬完了後の線量当量率チェックシートへの放射エネルギーの記載は、運搬確認申請書の放射エネルギーでの記載でよいのか？	発送前点検の結果と同様、運搬完了についても「通知書」としての提出は不要です。 ただし、センター等から国土交通大臣への月末報告には、実際の運搬結果をあわせて報告されており、運搬が完了した旨について速やかな報告を申請者に求められていることに鑑み、業務上使用している点検結果の記録書式(公印や監督者の押印は不要)をできるだけ速やかにメール等でセンター等に報告するようにして下さい。 なお、放射エネルギーを記載する場合においても、現行の運用で問題ないと考えます。 また、運搬完了の報告においては、追加として運搬経路や日時、運転者が変わった場合など、運搬計画からの変更事項もあわせて報告して下さい。
24	削除	削除
25	申請書関係及び関係帳票類における放射エネルギー(陸上輸送申請)並びに放射エネルギー強度(航空輸送申請)の数値は、何桁まで表記すればよいのか？	小数点以下第2位を切り上げ、小数点以下第1位までの表記とします。
26	2個口での輸送の場合は、どのように申請すればよいのか？	運搬確認申請は、一輸送物毎に申請書を作成し、その際の予備の容器は、残りの全ての容器を記載してください。(重複記載可) 放射性輸送物運搬確認申請は、2個口での積載方法承認を得ていけば、一輸送として申請して下さい。
27	輸送中の事故等が発生した場合、警察等から実際の輸送放射エネルギーを確認されると思うが、どう対応すればよいのか？	今回の運用では、発注量に対して+50%以内の値で申請しますので、常に荷主が現地出発空港、国内到着空港及び到着空港出発時での実際量を把握し、直ちに報告できるようにしておいてください。
28	ダイバートする可能性のある空港はどこか？	ダイバート空港は基本的に国際空港が優先され、発生理由、緊急度、航路、機種、滑走路の長さ等により判断されます。候補空港としては新千歳、羽田、成田、中部、関西、福岡空港など様々です。
29	ダイバートする場合、当初予定の空港まで運航することはないのか？ダイバート先空港から必ず陸上輸送となるのか？	悪天候や急病人発生など再運航可能な場合、一般的に事態改善後は最終目的地まで輸送するようです。ただし、機体故障など運航継続が難しい場合はダイバート空港で運航を終了することがあり、また別の機材や運航乗員を手配することで最終目的地まで運航する場合があります。その場合1~2日間かかることも想定されます。
30	ダイバート先の空港ではB型輸送物を適切に取り扱い、また安全に保管してもらえるのか？	基本的に国際空港なので放射性物質を含む危険物全般に渡り、ハンドリング会社での取扱いは可能とのことです。また航空輸送時と同じようにB型輸送物はULD内に輸送開始時と変更なく固縛されたままで取扱われ、空港内のセキュリティがしっかりした保管場所にて適切に保管されます。

31	<p>例えば新千歳空港などがダイバート先の空港の場合、そこで航空輸送が終了すると陸上輸送だけでは難しく、海上輸送が必要となるが、その対応を行う必要があるのか？</p>	<p>船舶によるB型海上輸送は、国交省海事局をはじめ、地方運輸局や該当する港湾など関係する行政も多く、申請・許可取得まで時間がかかるために⁹⁹Moでは現実的ではありません。航空事業者では当該事情を配慮してもらえますので、国内便によるB型の代替輸送をご相談ください。(2024年8月当時の航空事業者の窓口の方々は事情を了解済) その場合、航空局へのご相談も行ってください。</p>
32	<p>運搬の届出は公安委員会に運搬開始日の2週間前まで(運搬が一公安委員会のみの場合は1週間前まで)となっているが、ダイバートが発生した時の運搬の届出は緊急時として速やかに受け付けてもらえるのか？</p>	<p>平成30年1月24日警察庁生活安全局保安課長通達「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について」には、提出期限の特例として公安委員会が急を要するやむを得ない理由として認めた場合は、当該提出期限をその認めた日とする記載があり、ダイバートに基づく急な輸送経路等の変更もやむを得ない理由として判断可能との確認をしています。(2024年10月警視庁窓口を確認済)</p>
33	<p>ダイバート後に航空輸送が終了し、その後ダイバート空港から製薬メーカーの工場まで輸送が必要な場合の陸上輸送及び陸上輸送経路に係る手続きはどのようにするのか？ 特に、通常と異なる府県が発地となる場合、申請する公安委員会の窓口は経験が少ないことも想定されるが、スムーズな対応は可能か？</p>	<p>発地や経路が初回と異なるため、運搬確認申請書及び放射性輸送物運搬確認申請書を新規に作成の上、管轄するセンター等へ提出し、確認証の交付を受けてください。申請から2営業日程度で交付される見込みです。 輸送経路については、発地の警察庁(公安委員会)に報告の上、新規届出対応を進めてください。届出から2営業日程度で受理される見込みです(羽田の場合、相談、届出窓口は警視庁。緊急対応が必要な場合は警視庁に相談ください。)。 なお、B型輸送の経験がない経路の場合を想定し、想定されるダイバート空港から製薬メーカー工場までの経路を予め計画し警視庁に相談しておくことが重要です。</p>